

令和4年度

施政方針並びに基本的施策

武藏野市長 松下玲子

目 次

I	施政方針	1
1	市政運営の基本的考え方	1
2	主要な施策について	9
II	予算の規模及び特色	26
1	国及び東京都の予算	26
2	市の予算	26

I 施政方針

1 市政運営の基本的考え方

新型コロナウイルス感染症が国内外で流行してから2年が経過しました。感染力の強い変異株も出現し第6波とも言われる状況の中、未だ終息が見通せない状況が続いています。新型コロナウイルス感染症に感染し、お亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、療養中の方々にお見舞い申し上げます。また、日々感染リスクと向き合いながら、懸命に現場でご尽力されている医療関係者の皆様や、私たちの日常を支えるため、サービスの提供に従事されている事業者など、市民の命とくらしを守るすべての皆様に心より感謝申し上げます。

昨年末から今年にかけて、感染が急速に再拡大しています。今まで以上に感染力の強いオミクロン株に置き換わり、多くは感染経路不明で家庭内感染も増えているようです。一人ひとりが基本的な感染防止対策に継続して取り組み、感染拡大防止にご協力をお願いします。

市では感染拡大防止及び重症化予防のため、新型コロナワクチンの3回目接種を順次進めています。18歳以上のすべての市民が接種間隔最短6か月で接種可能となります。また、これまでと異なる種類のワクチンを接種する交互接種も始まりました。そのため、ワクチン接種の間隔や予約方法など、できるだけ分かりやすく、例をあげて説明しています。高齢者のインターネット予約システムでの予約を支援するため、臨時で接種予約サポートセンターも開設しました。ワクチン接種を希望する人に対して安全で確実に接種が行えるよう取り組んでまいります。月に2回発行し、戸別配布している市報や随時新しい情報を掲載している市公式ホームページを中心に今まで以上に分かりやすく、「伝える」「伝わる」広報を心掛けていきたいと思います。

コロナ禍において、正しい情報を適時的確に伝えることの重要性を痛感しています。日々変化する情報の波にのまれないように、誤った情報が流布し誤解を招かないように、情報の発信方法や形態に注意し、市民の皆様へ市政の様々な情報を届けできるように努めます。

昨年の武蔵野市議会第四回定例会へ上程した武蔵野市住民投票条例案は、賛成少数、反対多数で否決となりました。市議会の議決を重く受け止めていました。武蔵野市自治基本条例の制定から間もなく2年を迎えます。この間予定していた自治基本条例に関するシンポジウムはコロナ禍により開催を見送りました。

動画配信やリーフレット作成等による周知を行いましたが、今後さらに武蔵野市自治基本条例を市民の皆様にご理解いただく機会を作っていくかなければならないと強く感じています。本市が長年にわたり実践してきた、市民参加、議員参加、職員参加により制定された武蔵野市自治基本条例を、ひとりでも多くの市民の皆様にご理解いただくことで、市民一人ひとりが自分たちのまちについて考えるきっかけとしてほしいと思います。市政運営の重要なプロセスである市民参加については、情報を伝える、そしてそれが伝わることが重要だと改めて感じています。行政用語は時に分かりにくく、理解し難いものもあります。行政に携わる者にとっては、当たり前のように使う言葉や説明が、本当に市民の皆様に届いているのか？理解していただいているのか？市民の目線に立って、今一度よく考えなければならぬと思います。市政は多様な意見を聴きながら、方向性を定め、意思決定を行い、議会での議決を経たうえで進んで行きます。意思決定の過程において重要なプロセスである市民参加についても、武蔵野市自治基本条例に基づき、今一度よく考えてまいります。

昨年は武蔵野市のコミュニティ構想が提起されてから 50 年という節目の年でした。昨年末にコミュニティ研究連絡会と市の共催で開催したコミュニティ構想 50 周年記念シンポジウムでは、武蔵野市の市民参加の歴史とコミュニティ構想、コミュニティづくりの取組みについて振り返りました。基調講演では、元武蔵野市職員で岩手県立大学名誉教授の天野巡一氏から、今から 50 年前の武蔵野市議会で、「市民参加は議会制民主主義の否定ではないか」との議論が起きたことについて伺いました。昭和 46 (1971) 年の第一期基本構想・長期計画で示された武蔵野市コミュニティ構想では、自治体の課題解決のための市民参加の手法や、地域生活単位としてのコミュニティが掲げられました。今では武蔵野市で市民参加に異を唱える人はいないと思いますが、当時は、行政からは「執行権の侵害ではないか」、議会からは「議会制民主主義の否定ではないか」、市民からは「執行権、行政権の放棄ではないか」など、市内外から様々な批判やご意見があったとのことでした。

武蔵野市政の課題解決のため、市民参加という新しい手法を取り入れるにあたり、様々な苦労や並々ならぬ努力があったのだということを再認識しました。50 年前に市内外から批判が起きた市民参加は、今では武蔵野市自治基本条例で自治の基本原則の一つとして明文化されています。市は、市民が市政に参加する権利及び機会を保障し、政策等の立案、決定の各段階において、市民参加の機会を設ける手続を取るよう努めることを条例に明記しているのです。

新しい手法を取り入れる時、新しいことを始める時には様々な批判も起こり得ることは、50 年前も今も変わらないのだと実感しました。そして大切なのは、今と未来の武蔵野市民にとって、市民自治を推進するためにより良い選択をす

ることであると改めて思いました。思想信条や様々な考え方、出身地や性別が異なる人々が住民として存在し、まちは成り立っています。思想信条や性別や国籍で住民を分けることなく、すべての住民が同じまちに暮らすコミュニティの一員として、共にまちの課題解決やより良いまちづくりに取り組むために力を合わせたいと思います。特に新型コロナウイルス感染症が国境を越え全世界に広がり、すべての人にあらゆる影響を与えていたる現在、すべての住民が力を合わせ、協力して感染防止対策に取り組むため、まちの構成員としての自覚と協力を育むためにも共生社会への道が重要であると考えます。

市民参加、市民自治の発展という、武蔵野市の半世紀にわたるこれまでの取組みを継承し、社会の変化や新たな課題に向き合って、今の時代に合わせ未来を見据えた行動が求められています。そして意見の異なる人とどう対話するかということが重要です。建設的で自由な議論ができるまちでありたいと思います。今回の武蔵野市住民投票条例案に関する議論を通じて、さらに市民参加、市民自治を発展させるための気付きが生まれていると思っています。今後の対応については、市議会や市民の皆様のご意見により一層耳を傾けながら、よく考えていきたいと思います。

多様性を認め合う 支え合いのまちづくり

昨年、武蔵野市平和の日条例制定から10周年を迎えた。武蔵野市非核都市宣言平和事業実行委員会と市の共催で、様々な平和の日記念イベントを行いました。歌人の馬場あき子さんには、『戦争と学徒動員』と題して、学生時代に中島飛行機武蔵製作所に学徒動員されたご自身の経験とともに当時の戦争の記憶などについてご講演をいただきました。また、写真家の大石芳野さんの写真展『瞳の奥にー戦争があるー』を吉祥寺美術館で開催しました。戦禍に苦しむ世界の子どもたちや子どものころ戦争の被害を受けた人々の今を捉えた写真とともに、今回新たに、武蔵野市にお住まいの方々の戦争体験を取材し、撮影した写真を加えて展示していただきました。戦争の悲惨さと平和の尊さを未来へ伝えるために、実際に戦争体験をされた方に、その悲しみやつらさ、悔しい思いを伺うことは大変貴重です。本当はとても苦しく思い出したくない体験であると思います。この貴重な「体験の記憶」を記録に残し、戦争体験者の方々の二度と戦争を起こしてほしくないという思いとともに平和の尊さを後世に伝えていきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、残念ながら、一昨年に引き続き昨年も、青少年平和交流派遣団は長崎に行くことはかないませんでした。しかしながら、コロナ禍の制約がある中でもオンラインによる青少年ピースフォーラムに参加し、市内在住・在学の中学生、高校生が、長崎をはじめとする全国の青少年と共に原爆被害の実相や平和の尊さを学び、交流も含めた青少年の平和事業

を実施しました。

新型コロナウイルス感染拡大が収まらない中でも、世界各地では国内・国際的な紛争が続いている。未来の子どもたちに戦争も核もない平和な世界を継承していくために、国内外の自治体と連携し、これからも戦争の悲惨さと平和の尊さを武蔵野市から積極的に発信し続けてまいります。

昨年9月、武蔵野市男女平等の推進に関する条例を改正し、パートナーシップ制度を創設しました。本年4月から、パートナーシップの届受理証を交付します。住宅契約時や病院での手術同意など、家族同様のパートナーとして認めていただけるよう制度の周知に努めてまいります。すべての人がお互いに人権を尊重し、その個性と能力を十分に發揮して、生涯にわたりいきいきと暮らせるまちを目指します。

「百聞は一見に如かず」介護の現場を知りたいと思い、(公財)武蔵野市福祉公社の訪問介護のヘルパー体験をしました。ヘルパーさんと一緒に自転車で利用者様宅をまわり、要介護1の方の生活援助と要介護5の方のケアに従事するヘルパーさんの様子を見学させていただきました。住み慣れた自宅で住み続けたいという思いに応えるべく、いくつもの事業者が毎日交代でケアに入り、ひとり暮らしの重度の要介護状態の方の命を守り支えています。限られた時間の中で、利用者さんのご希望に沿うよう、意思確認をしながらケアをしている姿勢が印象的でした。そして、深刻なケア人材の不足を解消するためには、もっと多くの人に介護の仕事について、介護職の方々がどのように支援を要する方に接しているのか、知っていただきたいと思いました。継続して取り組んでいるケアリソーシング武蔵野や各種講演会、在宅医療・介護連携をテーマにした映画のオンライン配信等様々な手法を用いて、介護をもっと身近なものにしながら介護職の魅力ややりがいを発信するとともに要介護高齢者の尊厳ある生き方を支えてまいります。

未来ある子どもたちが 希望を持ち健やかに暮らせるまちづくり

武蔵野市子どもの権利に関する条例(仮称)制定に向けて、子どもの権利に関する条例検討委員会を設置し、これまで5回の委員会を開催し検討を重ねています。また、当事者である子どもの声ができるだけ条例に反映させたいとの思いで、様々な機会を捉えて子どもの意見を聴いています。虐待やいじめ、貧困や差別などにより、子どもたちの健やかな育ちや学びが阻害されることのないよう、子どもの最善の利益の実現に向けて取り組んでいきたいと思います。かけがえのない一人ひとりの子どもの命を守り、すべての子どもが、一人ひとりの個性に応じた健やかな成長が保障されるよう条例の制定に向けて引き続き検討を進め、令和4(2022)年度中の議案上程を目指します。

本市独自の高校生等の医療費助成制度を、いよいよ今年の4月から本格的に実施いたします。すべての子どもと子育て家庭を支援するため、条例を改正し、令和3（2021）年度は入院医療費の保険診療自己負担分の助成を開始しました。令和4（2022）年4月診療分より通院・調剤等に要した医療費のうち保険診療の自己負担分まで助成内容を拡充します。申請により高校生等の対象者に新たに医療証を交付し、市内医療機関等の窓口で医療証を提示することにより、保険診療の自己負担分の支払いが不要になります。乳幼児及び義務教育就学児医療費助成と同様、所得による制限はありません。これにより、武蔵野市では0歳から18歳までのすべての期間において、子どもの医療費助成制度が確立します。子ども・子育てを応援するまちとして市民の皆様と共に、さらに前進してまいります。

コミュニティを育む 市民自治のまちづくり

武蔵野市自治基本条例の制定から2年が経とうとしています。ほぼコロナ禍と重なる2年間、説明会の開催など市民の皆様への周知の機会を十分に設けることができなかったことを踏まえ、改めてリーフレットの全戸配布やシンポジウムの開催などにより、武蔵野市自治基本条例を市民の皆様に知っていただきたいと思います。武蔵野市自治基本条例は武蔵野市議会基本条例と同時施行しています。検討や議論の過程から議会にも関与いただき、共に武蔵野市の自治について学び考え、市議会には、全会一致で可決いただきました。コミュニティ構想から続く、半世紀にわたる歴史の中で培われてきた市民参加の市政運営をさらに発展させ、憲法にも規定されている地方自治の本旨と武蔵野市自治基本条例に基づき、住民自治と団体自治を高めていきたいと思います。

市民の皆様一人ひとりが自分たちでまちをつくるということを考えるきっかけとして、地域のコミュニティ活動がさらに活発になるよう、コミュニティの拠点であるコミュニティセンターの整備を進めてまいります。今後も必要な改修工事を順に行うとともに、Wi-Fiの導入によりオンラインの通信環境を整備します。新たな環境を整備するにあたっては、通信環境を利用する市民の皆様にも、メディアリテラシーや使用する端末のセキュリティ対策等、当事者意識を持って積極的に対応していただきたいと思います。オンラインの通信はコミュニケーションの一つの手段です。便利であるがゆえに使い方を間違えると事件に巻き込まれたり被害にあってしまったりすることもあります。子どもの利用も同様です。コミュニティ発展の一助となるような有効な使い方ができるよう、各コミュニティ協議会やコミュニティ研究連絡会の皆様と共に取り組んでいきたいと考えます。

コロナ禍で働き方や学び方の変化に伴い、まちも変化のただ中にいると考え

ます。シェアオフィスやシェアスペース、コワーキングスペースなどの民間施設が増えています。SNS等の仮想空間での地域コミュニティもあり、様々な情報共有が積極的に行われています。私自身いくつかの仮想空間コミュニティに参加していますが、新たな得難い気付きを与えていただき、有り難いと思っています。そして今後こうした仮想空間コミュニティからリアルな繋がりも広がりつつあるのではないかと思います。一方で、コミュニティの場としても機能していた銭湯（公衆浴場）が減少し続けています。かつて武蔵野市内には最盛期で48施設あった銭湯ですが、令和4（2022）年1月現在で営業中の銭湯は1施設のみです。公衆衛生的にも文化的にもまちに必要な施設として銭湯をどのように残していくか、銭湯を市民の皆様の健康増進に活用していくか、共に考えて答えを見つけたいと思います。

このまちにつながる誰もが　住み・学び・働き・楽しみ続けられるまちづくり

産業振興課が調整役となって、市内農業者と市内事業者を繋げ、武蔵野市産の農産物を使用した製品の提供が実現しました。より良い食材を求める事業者の声に応え、市内農業者を紹介し、実際に農地に足を運んで農産物を確認し、3農業者が農作物を供給することで、製品が誕生したのです。地産地消や農業振興と産業振興の観点からも理想的な取組みです。実際、市内には四季折々の旬の農産物を日々天候と向き合いながら丹精に育てている農業者がいます。私自身も昨年、ホップの苗植えとその後の収穫体験をしましたが、真夏の収穫は流れる汗が目に入り、とても大変だと実感しました。朝早くから収穫しても段々と温度が上がり、日陰もない中での作業は相当な重労働でした。こうした農作業をおひとりでまたは家族で行っているため、生産物を個別に準備し対面での軒先販売を行うことはとても大変とのことでした。生産者と事業者を繋げ、消費者に喜んでもらえるような地産地消の取組みをさらに模索していきたいと思います。農業委員会と東京むさし農業協同組合武蔵野地区の共催で企画した農家見学会も大変好評で、応募者多数のため抽選となりました。親子で農地を見学し収穫体験する今回の取組みが、さらに広がり発展することで、農業振興と食育に繋がると考えます。コロナ禍の制約がある中ですが、継続した取組みを進め広げていきたいと思います。

市が人や企業、団体等を繋ぎ新たな価値を創造する出会いの場となるよう、継続して取り組んでいきたいと考えます。

限りある資源を生かした　持続可能なまちづくり

2050年度までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする脱炭素社会を目指しています。市民目線での二酸化炭素排出ゼロに向けた具体的な取組みを進め、広く

周知し市民の行動変容に繋げるため、気候市民会議を立ち上げます。

環境啓発施設むさしのエコ re ゾートはコロナ禍の中で開設しました。ごみをはじめ様々な環境問題について考え、学び、体験できる施設として、開設以来多くの市民の皆様にご来場いただいています。新型コロナワクチンの接種会場として使用している期間もあり、本来の自由来所スペースが制約されましたが、ワクチン接種にいらっしゃる皆様にも環境啓発施設として認知していただけるよう館内展示などを工夫しました。今年も引き続きワクチン接種会場となる期間もあるため、施設機能も制約を受けますが、一人ひとりが考え、行動することで地域や社会がより良く変わっていくことを願い、持続可能な共生社会の実現を目指してまいります。

目指すべき都市の姿や方向性を明らかにするとともに、市民、事業者等と市が共有するビジョンとして、令和3（2021）年度に武藏野市都市計画マスターplan 2021として改定しました。少子高齢化の進展や頻発する災害、新型コロナウイルス感染症の拡大のほか、法改正による新たな制度の創設や関連計画の改定など、まちづくりを取り巻く社会状況は大きく変化しています。目標に掲げた「人をつなぐ、緑を育む、歩きたくなる」の実現を目指し、地域公共交通を優先した交通ネットワークの形成やウォーカブルなまちづくりの推進、震災等に対応した強靭なまちの形成などに取り組んでまいります。

現在の公共施設等総合管理計画を見直し、第2期公共施設等総合管理計画の策定を進めています。前計画策定時に施設の寿命を一律に60年と定めましたが、公共施設ごとに機能は異なり、劣化度や状況も異なります。施設ごとの状況把握が重要であるため、令和2（2020）年度に初めて公共施設カルテを作成しました。公共施設カルテとは、本市が保有する公共施設ごとに、前年度の決算を基に基礎情報等を整理してまとめたもので、毎年度更新を行います。これにより、施設ごとに課題の「見える化」を図り、公共施設等総合管理計画推進のための基礎資料として使用します。今後の公共施設等の更新期を定め、計画的で安全な管理運営を行ってまいります。また、公共施設保全改修計画を策定し、総合管理計画に紐づく計画として、大規模改修等を計画的に行い、市内の公共施設全体の保全改修を進めてまいります。

いよいよ第六期長期計画・調整計画の策定が始まります。感染の終息が見通せない中での策定作業には工夫が必要となりますが、コロナ禍への対策を踏まえ、コロナ後も視野に入れて、武藏野市方式による策定方法を継承しつつ、策定作業を進めてまいります。

コロナ禍を2年経験し改めて、人はひとりでは生きてはいけないということ、人と人は常に支え合い学び合い、励まし合って生きているということを実感し

ています。一人ひとりの違いを認め合い、悩みや不安はひとりで抱え込まずに共有し、共に乗り越えていきたいと思っています。感染防止と生活・経済活動の継続は生きていくうえで不可欠です。目に見えないウイルスと闘いながらも、差別や偏見を持たずに寛容ある生を一人ひとりが全うするために、公の役割を果たしていかなければならないと考えます。武蔵野市に「住んで良かった」「さらに住み続けたい」と実感していただけるよう、市民の皆様と共に誰も取り残さない支え合いのまちづくりを推進してまいります。

2 主要な施策について

令和4（2022）年度の主要な施策について申し述べます。

第1 健康・福祉

まちぐるみの支え合いを実現するための取組み

令和3（2021）年度より武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画及び障害者計画・第6期障害福祉計画がスタートし、各計画に掲げた施策を進めています。令和4（2022）年度は、第4期健康福祉総合計画をはじめ、第6期地域福祉計画、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画、障害者計画・第7期障害福祉計画、第5期健康推進計画・食育推進計画の策定に向けて、様々な実態調査を行い、基礎資料の作成を進めます。

本市ならではの共助・互助の取組みであるテンミリオンハウス事業、いきいきサロン事業をはじめ、介護予防や健康寿命の延伸などを目的としたシニア支え合いポイント制度を着実に実施するとともに、レモンキャブ事業を継続して実施するため、運行管理者の手当の拡充を図るなど、地域共生社会の実現に向けたまちぐるみの支え合いを推進します。

新型コロナウイルス感染症の感染状況の見通しがたたない中、2年間敬老福祉の集いが開催できず、楽しみにしていらっしゃる皆様には申し訳なく思っています。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、感染症対策を講じたうえで、安心してご参加いただくことができるよう開催を検討します。

名誉市民である山崎倫子先生ご夫妻の思いを受けて開設された北町高齢者センターについては、施設の老朽化、利用者層や利用者の状況の変化などを踏まえ、今後の事業のあり方、施設改修等を検討するための委員会を設置します。

障がいのある方に対する理解を深めるため、従来取り組んできた心のバリアフリー啓発事業等に加え、新たに障害者差別解消法に係る講演会を開催するとともに、障がいのある方に配慮した印刷物作成のガイドラインを作成、周知し情報保障を図るなど、障がいのある方への理解を深める取組みを拡充し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

新型コロナウイルスに感染した疑いのある市民がより身近な医療機関でPCR検査を受けられるよう、引き続き体制を整備し、感染拡大の防止を図ります。また、新型コロナウイルス感染防止対策として重症化するリスクの

高い高齢者及び障がい者施設の利用者及び職員に対するPCR検査等の費用を助成します。

自宅療養をされている方の不安を少しでも軽減し、安全・安心な療養生活を過ごしていただくことを目的として、令和3（2021）年2月に開設し、9月より機能を拡充した「武蔵野市新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援センター」については、引き続き（一社）武蔵野市医師会や（公財）武蔵野市福祉公社と連携してプッシュ型の自宅療養者支援を実施します。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、新型コロナワクチンに係る特例的な臨時接種を行うとともに、その他の感染症予防対策として、日本脳炎、麻疹・風疹、肺炎球菌、高齢者インフルエンザなどの定期接種を実施します。HPVワクチン（子宮頸がん予防）については、個別勧奨を再開します。任意接種ではおたふくかぜ予防接種、成人の風疹抗体検査・予防接種の費用助成を実施します。

開設から34年が経過した保健センターにおいて、健康増進事業、母子保健事業、各種検診、感染症対策等の保健サービスを持続的に提供するとともに、新型感染症や防災・災害時医療への対応など機能強化を図るため、保健センターの増築及び大規模改修を行います。令和4（2022）年度はそのための基本計画を策定し、基本設計に着手します。

医療と介護の両方を必要とする高齢者等が安心して在宅生活を送れるよう、医療・介護関係者の合同研修や相談・調整を行い、連携を推進します。また、講演会の開催やリーフレットの配布等、在宅療養に関する普及・啓発を行います。

高度急性期医療、三次救急医療機関であるほか、災害拠点病院の役割を担っている武蔵野赤十字病院に対し、引き続き病棟の建替えに伴う財政支援を行い、がん医療対策や周産期医療のさらなる充実等を図ります。

安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実

「8050問題」やひきこもり等多様かつ複合的な課題を抱える方からの相談窓口として昨年4月に設置した福祉総合相談窓口について、引き続き個々の相談に対し分野横断的に関係機関と連携しながら課題の解決に向けた包括的・継続的支援を行うため、体制等を強化します。

また、生活困窮者に対し、包括的な相談支援を実施し早期自立を支援します。生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業の実施、住居確保給付金の支給のほか、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者への市独自の支援策として住居契約更新料給付金、特別就職支援金の支給を行います。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業については、令和

3 (2021)年度に引き続き、速やかに支給を進めます。

成年後見人等と関係機関との連携を図るための地域連携ネットワークを構築するほか、武蔵野市成年後見利用支援センターにおいて相談支援や普及・啓発等を行います。

これまで毎年9月を「認知症を知る月間」として、認知症に対する正しい理解の普及・啓発等を行ってきましたが、令和4(2022)年度からは、健康長寿のまちを推進するため、「健康長寿のまち武蔵野推進月間(仮称)」と定め、高齢者を中心に幅広く市民への認知症及びフレイル予防の普及・啓発を行い、健康づくりを実践できるきっかけとなる講演会等の様々な事業を実施します。

レスキューヘルパー(高齢者等緊急訪問介護)事業については、高齢者本人が急病などで一時的に支援が必要な際に、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方だけでなく、今後は、世帯内に障がい等がある65歳未満の方がいる場合にも利用できるよう拡充します。また、高齢者本人・家族が新型コロナウイルスに感染し自宅療養となった際の感染症対応レスキューヘルパーも継続します。

コロナ禍で孤立や孤独の問題がより深刻化、顕在化しているため、市内に在住・在勤・在学している方などが市域内で自殺関連ワードをインターネット検索した際に、こころのケアに関する地域の相談窓口・支援等を掲載している市のサイトを優先表示することにより、支援を必要としている人が簡単かつ適切に支援情報にアクセスできる仕組みづくりを推進します。

福祉人材の確保と育成に向けた取組み

地域包括ケア人材育成センター事業については、(公財)武蔵野市福祉公社に運営委託し、福祉サービスを担う人材の確保・育成を一体的、総合的に行ってています。人材養成事業、研修・相談事業、就職支援事業、事業者・団体支援事業の4つの事業を柱に、さらなる展開を図ります。

介護職等の人材確保のため、対象事業所及び対象職種等を拡充し、市内の介護施設や障がい者施設等に就職する方に対し、引き続き介護職・看護職Reスタート支援金を給付します。

新しい福祉サービスの整備

今後さらに高まる中・重度の要介護者の医療ニーズに対応するために、武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、市有地等を活用した看護小規模多機能型居宅介護を開設・運営する事業者の公募を実施します。

開設から40年が経過した障害者福祉センターについては、令和3（2021）年度に設置した「武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会」の報告を受け、建物形状の特性や現在の法規制に対応した安全性を確保するため、建替えに向けた検討を始めます。令和4（2022）年度は、障がいのある人や関係機関、地域の様々なご意見を参考に、今後求められる機能の検討も行いながら基本計画を策定します。令和5（2023）年度から基本設計・実施設計に着手し、令和8（2026）年度に着工する予定です。

第2 子ども・教育

子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

妊娠期から子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する体制を確立するため、昨年4月に子ども家庭支援センター、健康課の母子保健事業、0123施設、桜堤児童館が連携した形で、子育て世代包括支援センターと位置づけました。児童発達支援センター、教育支援センターとともにすべての子どもと子育て家庭が地域で孤立することなく適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携して包括的な支援を推進しています。

一方、第六期長期計画及び第五次子どもプラン武蔵野に基づき、機能連携による包括的な相談支援体制の状況を踏まえ、「子どもと子育て家庭への支援のあり方検討有識者会議」を設置し、子どもと子育て家庭への支援のあり方と複合施設の必要性について検討しました。その報告を受け、保健センターの増築を契機とした、保健・子ども子育て支援複合施設の整備を検討します。

子ども一人ひとりの健やかな成長のため、保健師などの専門職がすべての妊産婦とその家族に寄り添い、支援を行います。子どもの眼の異常を早期発見するため、3歳児健診に屈折検査機器を導入します。また、「産後ケア事業」を拡充して実施します。

令和2（2020）年12月に桜堤ケアハウスデイサービスセンターを転用して開設した放課後等デイサービス施設「パレット」において、肢体不自由児や医療的ケア児等への安定した支援を継続的に実施します。

養育費の継続した履行確保を促進し、ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、ひとり親家庭等に対して、養育費に関する公正証書等の作成または裁判外紛争解決手続の利用に必要な経費の補助を実施します。

安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

保育施設については、2年連続で待機児童ゼロを達成したほか、兄弟姉妹が同じ園に入所しやすくするための仕組みを設けたところですが、引き続

き希望する保育施設に入所できる施策を推進するとともに、市全体の保育の質の向上に積極的に取り組んでまいります。

地域の子育て支援ニーズに対応し、多様な主体による子育て支援を推進するため、民間団体による地域子育て支援拠点施設の運営費補助を行うとともに、新規施設の開設に向け、運営事業者の公募を実施します。

地域における子育て支援の中核を担う0・1・2・3施設については、子育て家庭への切れ目ない支援を充実させるため、昨年、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した4・5歳児支援及び開館時間延長の試行を令和4(2022)年夏に行い、今後の支援のあり方を検証します。

就労の多様化に対応するため民間学童クラブの誘致を行うとともに、児童増に対応するため大野田小学校、境南小学校、閔前南小学校でクラブ室を増設します。

「放課後児童クラブ第三者評価基準ガイドライン」を国が策定したことも踏まえ、学童クラブの安定的な運営や質の向上に向けて、第三者評価を導入します。

子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実

(社福)武蔵野市民社会福祉協議会に委託し、子ども・子育て支援を行う団体の運営支援を行います。また、子ども・コミュニティ食堂などの地域の民間団体と関係部署及び関係機関の連携を強化し、支援が必要な子どもを適切に市の支援につなぐネットワークの構築を進め、まちぐるみで子どもと子育てを応援する取組みを推進します。

子どもの「生きる力」を育む

「生きる力を育む幼児教育」を進めるため、本市における幼児教育の考え方について周知を図るとともに、幼稚園、保育園、認定こども園といった施設の枠を超えた横の連携、また、それら施設と小学校の縦の連携を全市的に広げてまいります。

市立小中学校の児童生徒ひとりに1台を整備した学習者用コンピュータを活用した授業を引き続き実施するとともに、必要な知識を蓄積し、教職員の習熟を図るため、学習者用コンピュータ活用指針の策定に向けた検討を進めます。

また、校務ＩＣＴ環境の操作性向上及び安定稼働による教職員の支援充実を目指し、平成28(2016)年度から稼働中の学校情報システムを更改するとともに、現在複数ある教員用パソコン・タブレットの集約等の改善を図ります。

令和2（2020）年度に行われた武蔵野市長期宿泊体験活動検討委員会の報告を踏まえ、活動のねらいを一層明確にした長期宿泊での自然体験活動や、よりよい人間関係の形成を育む活動を通し、豊かな感性や自主性、協調性等を育む教育活動を実施します。

引き続き障がい種別ごとの特別支援学級、全小中学校における特別支援教室を運営し、また就学相談、特別支援教育に関する情報発信の充実を図ります。

不登校対策については、スクールソーシャルワーカーを中心に取組みを進め、不登校児童生徒を支援するむさしのクレスコーレの運営体制を強化します。また、家庭と子どもの支援員の配置時間を拡充し、支援体制を強化します。

教育環境の充実と学校施設の整備

一部教科の授業を担当する市講師は、本市が独自で配置しているもので、国が推進の方向性を示している教科担任制の先行事例であると考えます。この配置をさらに拡充することで教員の負担を減らすとともに、働き方改革の推進及び教材研究等の充実による授業の質の向上を図ります。また、放課後等に学習支援教室を実施するほか、学習指導補助員を配置することにより、個に応じた指導を一層進めます。

現在の学校・家庭・地域をめぐる課題を踏まえたうえで、子どもの豊かな成長を支えるために、学校・家庭・地域の協働体制検討委員会を設置し、協議を行っています。学校・家庭・地域がさらに協働し、目標を共有して子どもを育していくための持続可能な体制について検討を進めます。

第一中学校及び第五中学校の学校改築事業について、実施設計を進めるとともに、仮設校舎の供用を開始し、既存校舎の解体工事に着手します。また、第五小学校及び井之頭小学校の改築懇談会を設置し、地域の意見を聴きながら改築基本計画を策定します。

児童増及び小学校35人学級の導入に対応するため、関前南小学校について、増築により普通教室を確保します。

吊り下げ式のバスケットゴールについて耐震化工事を行い、児童その他利用者が引き続き安全に体育館を利用できるようにします。

学校体育館の照明をLED化することで、照度を確保するとともに省エネ化を行います。

第3 平和・文化・市民生活

多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築

戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に継承していくため、市民と共に平和啓発事業を実施します。青少年平和交流派遣団として中高生の長崎市への派遣を行うとともに、戦争を体験した世代がますます減少していく時代を見据えた平和施策の方向性について検討を行います。5月には憲法への关心と認識を深めてもらうための事業を行うほか、日本国憲法施行75周年を踏まえ、関連冊子の増刷を行います。

日本人と外国人が共に理解し、尊重し合い、活躍できる環境の整備を積極的に図るため、令和3（2021）年度に実施した外国籍市民意識調査の結果を踏まえ、武蔵野市多文化共生推進プラン（仮称）を策定します。

武蔵野市男女平等の推進に関する条例に基づき、研修・啓発、情報収集・提供、団体支援、相談事業、調査・研究や苦情受付等を行います。パートナーシップ制度を令和4（2022）年4月に開始し、多様性への理解促進や意識啓発を図ります。

災害への備えの拡充

国や東京都の防災計画の修正内容及び新型コロナウイルス感染症の対策等を踏まえ、国土強靭化地域計画や震災復興マニュアルなどとの整合を図りながら、令和3（2021）年度からの2か年で、地域防災計画の修正を行っています。

吉祥寺東町2丁目の公園予定地に100トンの防火水槽を設置し、消防水利の充実を進めるほか、計画的に既設消火栓を点検、更新し、市民の安全・安心の向上を図ります。

近年増大している局地的大雨等による浸水被害の軽減及び水環境の保全を図るため、吉祥寺北町4丁目のわんぱく公園に雨水貯留浸透施設の設置を行います。

東京都の浸水対策事業である石神井川上流第一調節池（仮称）に対しては、令和5（2023）年度着手予定の工事による周辺の土地利用や住環境への影響を抑えるとともに、地域住民に対する丁寧かつ適切な情報提供等を求めてまいります。

災害時に自宅での生活が継続できず、やむなくペットと同行避難する場合を想定し、市のガイドラインに基づき避難所における行動マニュアルを作成し、広く周知を行うとともに、ペット対策用物資の備蓄を行います。また、災害時における動物救護等について、関係機関との連携協力に向けた調整を行います。

安全・安心なまちづくり

環境浄化の推進を図り、良好な環境を確保するため、関係機関・団体と連携したパトロールや吉祥寺駅周辺の防犯カメラの更新・運用を行うとともに、旅館業者に対して武藏野市旅館業者の責務等に関する条例で定める責務等を遵守するよう求めます。

「武藏野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例」の一部改正に伴い、「客引き行為」等を新たに禁止し、市民及び来街者がより安心して過ごせる良好な生活環境の確保を目指します。

震災時に沿道建築物の倒壊による道路閉鎖を防ぎ、救急救命、消火活動、物資の輸送等が支障なく行えるように、東京都と連携を図りながら緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化に要する費用の一部を助成します。

また、耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、住宅やマンションの耐震化に要する費用の一部助成や専門家派遣等により、耐震化の促進を図ります。

地域社会と市民活動の活性化

令和3（2021）年度策定の第二期武藏野市市民活動促進基本計画に基づき、市民活動への市民の関心と参加を促し、様々な支援を充実させるとともに、市職員の協働に対する意識の醸成を図ります。

コミュニティ協議会によるコミュニティセンターの管理運営及びコミュニティ活動を支援します。施設の適切な維持修繕を行うとともに、吉祥寺北コミュニティセンターの外壁及び給排水等工事をはじめとして、コミュニティセンター整備計画に沿って保全改修を実施します。また、令和3（2021）年度にコミュニティセンターに整備した Wi-Fi 環境を効果的に活用し、地域におけるオンラインの取組みを支援し、市民活動の継続・発展を図ります。

豊かで多様な文化の醸成

令和4（2022）年4月に（公財）武藏野文化事業団と（公財）武藏野生涯学習振興事業団が合併し、（公財）武藏野文化生涯学習事業団となります。これまで以上に市民の皆様に芸術文化、スポーツ、生涯学習等の活動に親しむ多様な機会を提供し、活力ある地域社会の実現と一人ひとりの生涯を通じた豊かな市民生活の形成に寄与する団体となることが期待されます。これからも市と密接に連携し、団体の強みを生かしながら、より質の高い公共サービスを提供できるよう支援してまいります。合併後は、団体の提供している施設・講座予約システムやチケットシステム、ホームページなどが、市民・利用者にとって、より分かりやすく使いやすいように更新されます。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーの一つである武蔵野アール・ブリュット展については、両事業団の合併により得られる効果を生かし、市内施設との連携強化を図ります。市民で構成された実行委員会との協働を引き続き進めるとともに、武蔵野プレイスなどでの展示により、全市的な展開を目指します。

令和 5 (2023) 年度に築 60 年を迎える武蔵野公会堂について、文化施設整備計画に基づき外部有識者を含む検討委員会を設置し、市民意見を聴きながら改修等のための基本計画を策定します。あわせてアスベスト含有調査や敷地測量を行います。

カトリック・ナミュール・ノートルダム修道女会から建物の寄贈を受けた旧赤星邸について、有形文化財の登録手続を進めるとともに、有識者を含む検討委員会を設置し、利活用方法を検討してまいります。

ルーマニア・ブラショフ市との交流の歴史を発展させ、市民の派遣及び受入という形の相互交流を行い、友好親善と相互理解を深めます。新型コロナウイルス感染症の状況によりますが、令和 4 (2022) 年度は本市から派遣を行う予定です。

多様な学びや運動・スポーツ活動の推進

令和 3 (2021) 年度に改定した武蔵野市スポーツ推進計画の基本理念として掲げた「市民の誰もがスポーツを楽しみ豊かな生活を送り続けられる武蔵野市」の実現に向けて取り組みます。

障がい者への理解促進と障がい者スポーツの周知を図り、障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽にスポーツをすることができる環境づくりに向け、障がい者スポーツ教室や障がい者のためのスポーツ広場などを引き続き実施します。

誰もがスポーツを快適に楽しむことができるよう総合体育館の長寿命化を図るため、保全と機能改善等の大規模改修を予定しており、工事に向けた基本計画を策定します。

吉祥寺図書館の利用にあたり安全性向上のため、保全工事として行う屋上防水工事に合わせ、利用者用エレベーターの改修工事を行います。

まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興

令和 6 (2024) 年度から令和 10 (2028) 年度までを計画期間とする第三期産業振興計画を策定するための基礎調査を実施します。

令和 3 (2021) 年度に発足した「むさしの青空市のあり方検討委員会」での議論を踏まえて、むさしの青空市を改編し、産業振興計画に掲げる「まち

の魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興」に向かうため、むさしのフェスタ（仮称）を試行実施します。この事業を契機に事業者間の相互連携と、新たな事業展開を促進します。

市内の中小企業の事業主及び勤労者を対象に福利厚生事業等を行う武藏野市勤労者互助会に対し、安定した運営を支援するため、補助金を交付します。

農業経営改善計画に基づき、生産目標の達成を目指す認定農業者、都市型認定農業者による農業用機械の導入等に対して経費の補助を行います。

農地の持つ防災や環境保全などの多面的機能の向上と地域住民に配慮した基盤整備を目的とし、市内農業者による土留め、フェンスの設置について補助を行います。

ふるさと納税制度を活用し、市の魅力発信や地域産業振興を図ります。寄附金を活用して市民サービスの充実を図るとともに、体験型等も含めた地域の魅力的な返礼品を用意し、市のPRと地域産業の振興に繋げます。

第4 緑・環境

刻々と変化する環境問題への対応

市民が地球温暖化対策について主体的に議論する場として気候市民会議を発足・運営し、同会議の議論の結果を踏まえて、市民一人ひとりの環境配慮行動を示す気候危機打開武藏野市民活動プラン（仮称）を作成します。

地球温暖化を踏まえ、ごみをはじめ様々な環境について考え、学び、体験できる事業として、環境の学校や環境フェスタなどを引き続き開催するほか、三鷹市、小金井市、国分寺市、国立市と共同で、子どもたちが環境問題を自分ごととして捉え、行動に繋がるようなイベントとして「子ども体験塾環境キッズフェスタ 2022（仮称）」を開催します。

雨水浸透施設や雨水タンクを設置する市民に対する助成を継続し、民有地における雨水浸透施設等の設置促進を通じ、河川への流出抑制及び水循環の推進を図ります。

市民参加による公園の維持管理や緑化の推進を図るために、市と協定を締結しているボランティア団体の事業への助成を行います。

地球温暖化対策の推進

公共施設の老朽化に伴い、今後多くの施設の更新が予定されていることから、民間建築物の模範となるよう、徹底した省エネ対策や創エネの率先した取組みを推進するため、公共施設の環境配慮指針を策定します。

公共施設のエネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量を削減するとともに、

市民や事業者に対し環境にやさしい電力の切替を促すため、公共施設において率先して実質再生可能エネルギー100%の電気の調達を開始します。

「緑」を基軸としたまちづくりの推進

西久保3丁目地内に地域の特性を生かした公園の新設整備を行うとともに、中央高架下公園を障がいの有無や年齢にかかわらず安心して遊ぶことのできる公園としてリニューアルします。さらに、わんぱく公園の木製遊具の更新等を実施します。また、まちに潤いを与え良好な景観要素である街路樹の保全工事を行います。

民有地の緑の保全を推進するため、保存樹林等の指定を行い、樹木診断の実施や補助金によって所有者の維持管理の負担軽減を図ります。また、豊かな緑のある景観を継承するため、樹木保存の手法について検討します。

減少傾向にある民有地の緑の質と量を高めることを目的に、将来大木となる苗木を配布し、潤いのある緑豊かな都市環境の創出を図ります。

省エネルギー・省資源型の持続可能な都市の構築

第六期長期計画・調整計画の策定を見据え、市民、事業者、学識経験者等により構成されるごみ市民会議において協議のうえ、現行の一般廃棄物処理基本計画の改定を行います。

3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するため、フードシェアリングサービスやリユース情報サイトの活用、リサイクル協力店の紹介など、事業者等との連携による事業を行います。

様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保

武蔵境駅南口の公衆トイレについては、便器の洋式化やバリアフリー化、歩行者空間の確保を図るため、境南ふれあい広場公園敷地内に移設し、公衆トイレの外観を武蔵野プレイスのデザインと調和させます。

近年増加しているペットの多頭飼育に起因する問題や飼主の高齢化等に伴う飼養困難に係る問題等に対応するため、飼主へのアプローチと動物の保護・譲渡を行う体制づくりを、都補助金を活用し3年間のモデル事業として実施します。

また、大気汚染防止法の改正により、令和4（2022）年4月から一定規模以上の建築物の解体工事等を行う場合は、東京都または市に対し、アスベスト含有建材の事前調査結果の報告が義務付けられるため、これに基づき立入検査を行う等、アスベスト対策を強化します。

第5 都市基盤

個性あふれる魅力的な地域のまちづくり

東京都駐車場条例による附置義務のため、建物ごとに整備される駐車場について、地域特性やまちづくりの方向性を踏まえた地域ルールを検討し、まちのにぎわいの維持とウォーカブルなまちづくりを推進します。

都市計画の区域区分及び用途地域等について都区市が一斉に点検し、都市計画の根拠としている地形地物の変化や更新された地形図との整合を図ります。

良好な都市景観の創出、防災機能の向上、歩行空間の確保を図るため、景観整備路線事業計画（第2次）に基づき、整備を推進します。令和4（2022）年度は、市道第16号線（かたらいの道）等の連系引込管工事や無電柱化推進計画（仮称）の策定を行います。

将来にわたり持続性ある都市基盤づくり

[道路分野]

第六期長期計画に基づく街路灯のLED化事業として、昨年度に引き続き大型街路灯のLED化を推進するとともに、新たに令和4（2022）年度に装飾街路灯（水銀灯）の劣化調査を実施します。

道路総合管理計画に基づき、施設の長寿命化を図るため、八丁地下道の補修工事を行います。また、橋りょうについては、橋りょう長寿命化計画に基づき、新橋等の補修設計、うど橋、しろがね橋及び本村橋の補修工事を行います。すでに着手している、よろず橋架け替え工事は、令和5（2023）年度の完成を目指します。

八幡町2丁目の資材置場施設は、築後30年以上経過し著しく劣化しており、安全性及び機能面で課題となっています。改修に際しては地域住民と意見交換を行いながら進めてまいります。

[水道分野]

災害時でも安全で安定した給水の確保などができるように、経年劣化した浄水場施設及び水源施設の維持・更新等を図るとともに、配水管の新設・更新、管路の耐震化を推進します。

また、水道経営の健全化にも取り組み、東京都との協議や府内調整など都営水道への一元化を目指した取組みを進めます。

[下水道分野]

持続的・安定的に質の高い下水道サービスを提供していくため、外部有識

者等による検討委員会において、下水道総合計画（2018）の見直しとともに、下水道事業経営の在り方等について検討を行います。

下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の点検・調査、改築設計及び修繕・改築工事を実施します。また、次期ストックマネジメント計画の策定に向けた見直しを行います。

下水道施設の老朽化対策の事業量増加への対応や効率的な事業運営等を実施するため、令和6（2024）年度からの長期包括契約方式の試行的導入に向けた検討を進めます。

誰もが利用しやすい交通環境の整備

自転車安全利用講習会等を実施し、安全教育の充実を図ります。自転車駐車場の利便性向上のため利用体系の変更を推進します。自転車走行空間について、市道第16号線（かたらいの道）の補修工事を行うとともに、吉祥寺地域における整備方針の検討を行います。

放置自転車等の放置防止指導・撤去・保管及び返還業務を効率的に行い、道路や駅前広場等、公共の場所において良好な環境を確保します。

ムーバス運行事業については、市内のバス交通空白・不便地域において、利便性を踏まえた効率的な運行を図ります。また、持続可能な運行に向けた現状把握のため、フォローアップ調査を行います。

安全で快適な道路ネットワークの構築

平成29（2017）年度に事業採択された「第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業（東京都）」に伴う都市計画道路3・4・2号線（天文台通り）の用地取得等を行います。

交通の円滑化、防災性の向上等を図るため、現在事業中の区画道路の用地買収及び拡幅整備等を行います。

安全で快適なまちづくりを推進するため、建築物の建替え等にあわせて、狭あい道路の拡幅整備を行います。

都市高速道路外かく環状線については、シールド工事に関する陥没事故再発防止対策等が示され、本年1月に関係区市で説明会が開催されました。今後の進め方を注視するとともに、必要に応じて要請等を行い、安全・安心な事業を事業者に対して求めてまいります。

外かく環状道路地上部街路（外環の2）については、今後も地域住民の皆様のご意見を尊重するとともに、沿線区市の検討状況を注視し、連携を図りながら東京都に対して丁寧な対応を求めてまいります。

安心して心地よく住み続けられる住環境づくり

住まいは、私たちが安心して暮らしていくうえで重要な生活基盤であり、多様な役割・機能を果たしています。また、住まいを取り巻く住環境の整備は、豊かな住生活の実現に欠かせないものです。そのため、令和3（2021）年3月に策定した「第四次住宅マスタープラン」に基づき、計画的・総合的に住宅施策の推進に取り組んでまいります。

住宅確保要配慮者に対しては、居住の安定を図るために、良質で低廉な民間賃貸住宅等の住まいの提供と、入居後の生活支援に取り組んでまいります。

また、住宅に困窮する方がいる一方で、様々な要因から空き住宅等が生じています。このことから、空き住宅等のストック活用と居住支援を相乗的に行っていく、「(仮称) あんしん住まい推進協議会」を設置します。

活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり

(1) 吉祥寺駅周辺

武蔵野市都市計画マスタープラン 2021 や吉祥寺グランドデザイン 2020 等に基づき、吉祥寺駅周辺の新たな将来像に向けて、まちづくりを進めています。活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくりの推進と、吉祥寺駅南口を中心とした交通環境改善のため、南口駅前広場整備後の井ノ頭通り沿道のバス停や駅と井の頭公園を結ぶ動線、滞留空間の確保について検討を進めます。

武蔵野公会堂については、改修等のための基本計画策定を進めるとともに、武蔵野公会堂を中心とした吉祥寺南口パークエリアのまちづくりにおける課題解決を検討していくため、令和3（2021）年5月に設置した府内プロジェクトチームによりパークエリアのまちの将来像（試案）を作成します。

また、東部地区（イーストエリア）においては、(仮称)吉祥寺本町一丁目27番街区自転車駐車場用地の取得及び整備を行い、東部地区に点在する市有地を暫定利用している自転車駐車場の集約化を図るなど、引き続き東部地区のまちづくりを進めてまいります。

西部地区（ウエストエリア）においては、住環境と商業環境の調和のとれたまちづくりを目指し、路上荷さばき作業を含む交通課題の把握と、安心して歩行できる環境整備に向けた検討を行います。

(2) 三鷹駅周辺

令和3（2021）年3月に公表した「三鷹駅北口交通環境基本方針の策定に向けた考え方」を踏まえ、交通環境基本方針策定に向け、交通体系や駅前広場の再編などについて地域の方々等と意見交換を行い、公共交通や歩行者

中心のまちづくりへの意向を取りまとめます。

(3) 武蔵境駅周辺

武蔵境駅周辺における交通環境の変化等を踏まえ、武蔵野プレイス西側の都市計画道路3・4・27号線の方向性を検討します。

第6 行財政

市民参加と連携・協働の推進

本市が昭和22(1947)年11月3日に市制を施行して本年で75周年を迎えます。これまでの歩みを振り返り、今日の武蔵野市を築いてきた先人の皆様に感謝するとともに、未来へ繋いでいくため、令和4(2022)年11月3日に記念事業を開催します。

第六期長期計画がスタートして間もなく2年が経過します。その後の社会状況の変化や市政の課題などに的確に対応していくため、令和4(2022)年度より2か年かけて調整計画を策定します。武蔵野市自治基本条例の制定後、初めての計画策定となります。市民参加、議員参加、職員参加を基本とする「武蔵野市方式」を継承し、市民委員で構成される策定委員会を中心に、公募市民会議や無作為抽出ワークショップなど多様な機会を通じ、全市的な議論を深めてまいります。

持続可能な市政運営の実現に向けて、令和3(2021)年度に検討した行政評価制度の仕組みを長期計画・調整計画に組込み、限られた経営資源の最適な活用と施策の見直しにより、効率的で質の高い市政運営を実現するとともに、市民への説明責任を果たしてまいります。

効果的な広報・広聴の仕組みづくりとシティプロモーション

市民と市長のふれあいトークについては、どなたでも参加できる多人数型の形式に加え、テーマに即した少人数型の対話を公開の場で行うなど、市民との対話を通じて、地域の課題や様々な意見、提案を聴き、今後の市政運営に生かしてまいります。

令和3(2021)年度に開始したホームページ管理システムの更改を令和4(2022)年中を目途に完了し、公式ホームページをリニューアルします。従来の機能を維持しつつ、情報の探しやすさとスマートフォン対応の充実を図るほか、セキュリティ機能の向上や災害への備えの強化を図ります。

市制施行75周年の節目に市勢要覧を発刊するとともに、情報の波及効果を高めるためにプロモーションWEBサイトを開設します。市勢要覧は周年記念事業で活用するほか、転入者への配布を新たに始めることで、シビック

クプライドの醸成を図ります。

公共施設等の再構築と市有地の有効活用

現在、第2期公共施設等総合管理計画の策定を進めています。本計画に基づき、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、施設の更新や維持保全などを計画的に進めてまいります。

市庁舎の空調設備は熱源システムから構成され、機器本体は20年、配管は40年を経過していることから、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4か年で省エネルギー・低炭素化に配慮したビル用マルチエアコンに更新します。

吉祥寺東町1丁目市有地の利活用のための運営主体や手法について、令和3（2021）年度の府内検討委員会におけるサウンディング型市場調査結果等を踏まえて決定し、公民連携事業とする場合には、プロポーザルにより事業者を選定するための審査委員会を設置します。

社会の変化に対応していく行財政運営

法改正により地方自治体に対して直接個人情報保護法が適用される令和5（2023）年春までに、武蔵野市個人情報保護条例及び関係する条例の改正、個人情報ファイル簿等の整備を行います。

第六期長期計画・調整計画策定にあたり、基礎データとして必要となる30年後までの人口推計を実施します。推計データは調整計画策定のほか、府内各課の計画策定及び施策立案に利活用します。

指定管理者の従業員等の労働条件が、公の施設の管理運営業務に安定的・継続的に従事できる状況にあるかを確認するため、人事・労務関係法令遵守の観点から、社会保険労務士による労働条件の点検を行います。

第六期長期計画をICTの側面から支えるための個別計画として、社会状況の変化や新たな技術動向等に対応した第七次総合情報化基本計画を策定します。

ICTの活用に関する方針や施策等について助言するアドバイザー及びICT導入の妥当性評価等を行うコンサルタントとして、ICTの知見を有する専門人材を活用してまいります。

仮想化基盤と住民情報系システムの更改に際し、自治体情報システムの標準化やクラウド化に関する調査や仕様検討など、更改に向けた準備を行います。

コロナ禍における多様な働き方やデジタル化社会の進展等を踏まえ、文書の電子化や電子決裁の導入にあたり必要な事項を検討し、業務効率化や

意思決定の迅速化を目指します。

多様な人材の確保・育成と組織の活性化

地方公務員法の改正により、令和5（2023）年度から正規職員の定年退職の年齢が段階的に65歳まで延長されるため、関連する例規の改正等を行い、豊富な知識・技術を持った職員に活躍してもらう環境を整備します。

引き続き障がい者の就労支援及び障がいや障がい者就労に対する職員理解の促進を図るため、障がい者を対象とした会計年度任用職員の任用を行います。

行政不服審査制度の審理員について、弁護士資格を有する会計年度任用職員と市管理職との2名体制とします。弁護士の法的な知見を活用することで、適正な審理の実施及び市管理職の審理能力の向上を図ります。

II 予算の規模及び特色

次に予算の規模及び特色について申し述べます。

1 国及び東京都の予算

令和4（2022）年度の国の予算は、感染拡大防止に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るための予算として編成され、一般会計予算では、前年度当初予算に比べ0.9%増の107兆5,964億円となっています。歳入では、名目経済成長率の見通しをプラス3.6%とし、税収は前年度に比べ7兆7,870億円、13.6%増の65兆2,350億円としています。また、国の借入金となる公債金は前年度に比べて6兆6,710億円減の36兆9,260億円となり、公債依存度が34.3%と前年度当初の40.9%から減少しています。歳出では、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策予備費として5兆円を計上しているほか、社会保障関係費や国債費などが増加しています。

東京都では、令和4（2022）年度予算を「都政に課された使命を確実に果たし、次なるステージへと力強く歩みを進めることで、希望ある未来を切り拓いていく予算」と位置付け、一般会計の規模は、前年度に比べて5.1%増の7兆8,010億円となっています。このうち都税収入は、前年度に比べて5,858億円、11.6%増の5兆6,308億円としています。政策的経費である一般歳出は、危機管理体制の強化により安全・安心な東京を実現する取組みなどにより、前年度に比べて4.1%増の5兆8,407億円となっており、持続可能な都市へ進化する「サステナブル・リカバリー」を実現する取組みや東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを発展させる取組みなどに重点的に予算配分を行ったとしています。

2 市の予算

（1）予算編成方針

新年度予算は、「誰もが安心して暮らし続けられるまちへ くらしと地域を守り育む予算」と位置付けました。状況の変化に適切に対応しながら第六期長期計画に掲げられた事項を着実に推進するため、新規事業は原則として第六期長期計画に掲げられた事業のみとし、限られた財源を重点的かつ効率的に配分すること、あわせて新型コロナウイルス感染症により新たに生じた課題にも対応す

ることを基本に予算を編成いたしました。

(2) 予算の特色

一般会計予算は 705 億 8,600 万円で、前年度に比べて 10 億 4,700 万円、1.5% の増となりました。

市の歳入の根幹である市税については、前年度に比べ個人市民税は 9 億 8,580 万円の増、法人市民税は 4 億 1,377 万円の増を見込みました。また、固定資産税については、土地や家屋、償却資産それぞれ増を見込み 7 億 9,100 万円の増、さらに都市計画税については、昨年度実施した市独自の取組みである都市計画税減税の終了に伴い、14 億 8,200 万円の増など、市税全体では前年度に比べ 36 億 4,877 万円、9.6% 増の 417 億 5,377 万円を見込んでおります。

国庫支出金は、新型コロナワイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増などにより、前年度に比べて 7,628 万円、0.8% の増、都支出金は都議会議員選挙委託金の減などにより 4,448 万円、0.6% の減となりました。

歳出につきましては、総務費は個人番号通知書・個人番号カード関連事務交付金や市民文化会館管理運営委託の減などにより、前年度に比べ 1 億 5,076 万円、1.6% の減、民生費は保育所運営委託や国民健康保険事業会計繰出金の増などにより、前年度に比べ 7 億 4,370 万円、2.4% の増、衛生費は新型コロナワイルスワクチン接種事業費の増などにより 5 億 6,160 万円、9.0% の増、土木費は自転車対策事業や公園等改修工事の増などにより 6 億 1,054 万円、10.1% の増、教育費は学校改築事業の増はあるものの、新学校給食桜堤調理場建設事業の減などにより 7 億 737 万円、6.3% の減となりました。

各特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計について申し述べます。

国民健康保険事業会計は、国民健康保険事業費納付金の増などにより、前年度に比べて 3.2% 増の 132 億 6,962 万円を計上いたしました。

後期高齢者医療会計は、広域連合負担金の増などにより、前年度に比べて 6.9% 増の 40 億 7,839 万円といたしました。

介護保険事業会計は、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度に比べてほぼ同額の 122 億 6,471 万円を計上いたしました。

水道事業会計は、収益的収入は 37 億 4,508 万円、収益的支出は 36 億 9,221 万円で、収益的収入から収益的支出を差し引いた純利益は 5,287 万円を見込んでおります。資本的収入は 2 億 7,829 万円、資本的支出は 9 億 823 万円で、水道施設の維持更新に係るものは、配水施設費 3 億 4,587 万円、原水及び浄水施設改良工事費 1 億 5,703 万円で、資本的収入から資本的支出を差し引いた 6 億

2,995 万円の不足分は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び損益勘定留保資金で補てんする予定としております。

下水道事業会計は、収益的収入は30億1,921万円、収益的支出は29億1,621万円で、収益的収入から収益的支出を差し引いた純利益は1億300万円を見込んでおります。資本的収入は7億16万円、資本的支出は11億1,098万円で、その主なものは管きょ建設改良費5億1,358万円、企業債償還金3億4,286万円で、資本的収入から資本的支出を差し引いた4億1,082万円の不足分は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補填する予定としております。

以上、令和4（2022）年度の施政方針を述べるとともに予算の規模及び特色についてご説明申し上げました。主要な施策の予算につきましては、予算参考資料や予算の概要にまとめましたので、ご参照いただければと存じます。

市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜り、新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息と市政の一層の発展のために全力で取り組んでまいる所存でございます。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。